

2023年1月30日

## NEDO事業を契約されている事業者の皆様へ

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
(NEDO)

### 約款の一部改正のお知らせ

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりましたが、2022年度におきましては年度の途中ではございますが、**2023年1月27日**から約款の一部を改正及び適用させていただくこととなります。改正の対象は業務委託契約約款・共同研究契約約款（一般用、大学・国立研究開発法人等用）、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款となります。

2022年度が当機構の第4期中長期計画の最終年度に当たり、原則、限度額の残を翌年度に後倒しすることができず、限度額及び契約金額を減じるための変更契約を行う必要があるため、その手続きを簡略化するための改正です。詳細は2022年12月7日付の【**年度実績額の把握方法の見直しと 2022年度末の事務処理について** (<https://www.nedo.go.jp/content/100954497.pdf>)】の「1（2）当機構の中長期計画の最終年度における限度額変更手続きの変更」をご確認ください。

なお、2022年度終了事業においては、前回の改正（2022年3月15日付）によって、すでに2022年度限度額の減額に伴う契約金額の減に係る手続きは簡略化されておりますので、本改正の適用対象外となります。

事業者の皆様には、約款の改正趣旨等をご理解、ご了承いただき、事業を遂行いただけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これら約款の改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございません。

\*本件に関するお問い合わせは、

各事業担当部、もしくはリスク管理統括部（E-mail: [helpdesk@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk@ml.nedo.go.jp)）までお願いいたします。